

軽費老人ホーム(ケアハウス)
整備法人
募 集 要 項

令和5年度第1回
加古川市

1 公募の趣旨

加古川市では、第9期加古川市高齢者福祉計画(令和3～令和5年度)に基づき、軽費老人ホーム(ケアハウス)への入所の必要性の高い待機者の解消を図るため、市内に軽費老人ホーム(ケアハウス)を設置することを希望する事業者を募集し、審査結果を加古川市の意見として兵庫県に提出することを目的として公募を実施します。

2 応募資格

- (1) 原則として、社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人。または軽費老人ホーム(ケアハウス)運営の要件を満たした医療法人。法人設立予定者も応募可としますが、法人設立が令和5年度内に完了しない見込みである場合は応募不可とします。
- (2) 社会福祉事業に対する十分な知識と熱意を有する者。
- (3) 「社会福祉法人指導監査要綱」等関係法令を遵守し、誠実に法人運営をしていること又は、誠実な法人運営が見込まれること。
- (4) 事業資金の確保が確実に担保され、長期的に適正で安定した事業運営ができること。
(一時的な事由による赤字の場合を除き、原則として、過去3期連続して営業活動に基づく黒字がでていること。)
- (5) 所管庁の監査、指導検査等において、重大な指摘を受けていないこと。
- (6) 本市に納付すべき市税、国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。

3 募集内容

種類	条件	定員	形態
軽費老人ホーム(ケアハウス)	新設・増設を問わない	30 床以下	ユニット型

◎ 整備対象圏域 市内全域

4 施設設置の条件

- (1) 令和5年度末までに事業を開始すること。
- (2) 建設場所は、用地が確実に確保できるとともに、許認可等が得られる見通しであること。また、土砂災害や浸水被害の恐れが少ない用地とすること。
- (3) 用地はその所有権を取得することを原則とする。
- (4) 災害の発生あるいは発生する恐れがある場合において、市が指定する収容避難所での生活が困難な要援護者の受入れを行うこと。

5 応募に際しての留意事項

- (1) 本公募に応募するための必要な一切の費用は、応募者の負担とします。また、整備を行う事業用地を確保するために必要となる賃料等についても応募者の負担となります。
- (2) 提出された書類の提出期限以降における差替え及び再提出は認めません。書類不

備により失格となることがないように、必ず公募期間終了日までに市高齢者・地域福祉課と事前協議を行ってください。

- (3) 事業予定者の選定等にあたって本市が必要と認める場合、追加資料の提出を求める場合があります。
- (4) 応募受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届を提出してください。
- (5) 応募にあたっては、提案する事業が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。
- (6) 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の各関係法令を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行ってください。
- (7) 建設場所の近隣住民及び地域団体に対して、事業内容等について十分に説明を行ってください。

6 整備に対する補助

- (1) 県補助 要件については、別途県にお問い合わせください
- (2) 市補助 なし

7 事業予定者の選定及び審査方法等について

(1) 審査項目

- ①整備計画、事業計画の内容について
- ②建設用地、立地条件について
- ③資金計画、財政運営について
- ④法人役員について
- ⑤関係機関との調整状況について
- ⑥利用者の需要見込みについて
- ⑦施設の設計・構造について
- ⑧防災・防犯対策について
- ⑨地域交流について
- ⑩地域の医療機関との連携について
- ⑪利用者の保護について
- ⑫衛生管理について
- ⑬その他

(2) 選定方法

加古川市介護保険運営協議会の審査結果を参考に、「選定事業者」を決定します。

(3) 審査結果

- ① 審査結果については、全ての応募者に対して文書で通知します。
- ② 審査の結果、選定事業者を該当なしとすることがあります。
- ③ 選定事業者決定後、不正等があった場合や、資格要件を満たさなくなった場合には選定事業者の決定を取り消すことがあります。
- ④ 選定事業者からの辞退申し出、あるいは不正による取消し等があった場合、次位の者を繰り上げて選定事業者とする場合があります。決定後に辞退した場合、加古川市の実施する軽費老人ホーム事業候補者等の公募に5年間申し込むことを不可とする等

の措置を課す場合があります。（書類作成を請け負う他事業所についても同様の扱いとなる場合があります。）

⑤ 県への事前協議者に選定された事業者は、兵庫県より令和5年度協議の提出書類が発出され次第、必要な書類をご提出いただくことになります。

⑥ 事業候補者の都合により、実際の事業計画を応募内容から変更することは原則認めません。

⑦ 市の審査を通過した場合でも、兵庫県に採択されない場合があります。その場合、市はいかなる責任も負いませんので、あらかじめご了承ください。

※ 電話等による問合せには一切応じられません。また、審査及び決定に対する異議の申し立ては受け付けません。

8 提出書類

別添1「事前協議提出書類一覧①（軽費老人ホーム（ケアハウス））」、及び、別添2「事前協議提出書類一覧②（軽費老人ホーム（ケアハウス））」をご覧ください。

※ 「事前協議提出書類一覧①」は、原本1部と写し3部を、「事前協議提出書類一覧②」は、原本1部と写し15部を、それぞれ提出してください。

※ 書類の記述欄につき、適宜枠を調整することは構いませんが、同一頁内での設問数が増減しないようにしてください。また、「別紙に記載」は禁止します。（やむを得ない場合はご相談ください。）

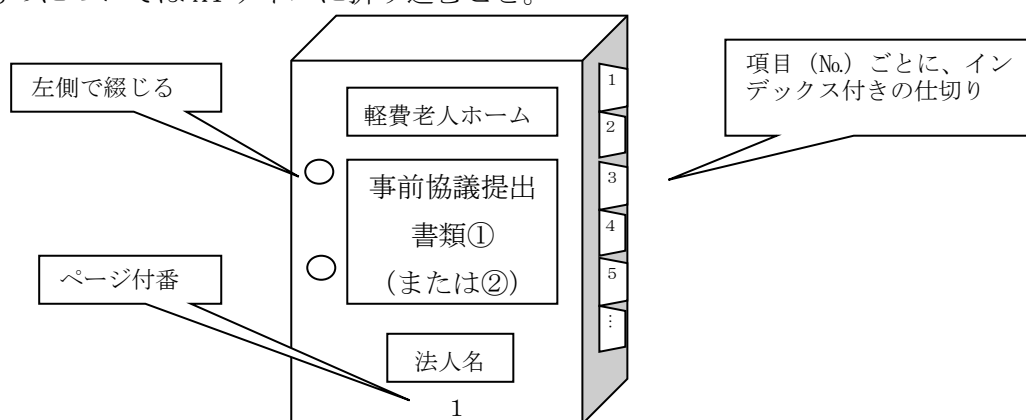
提出書類の体裁

提出書類は、次の体裁で整えてください。

◇ 書類を「事前協議提出書類一覧①」及び「事前協議提出書類一覧②」に分け、各々で項目（No.）順に並べ、書類下部中央に項目ごとにページ付番し、紙ファイル等で左側を綴じる。

◇ 項目（No.）ごとに、インデックス付きの仕切り（白紙）を入れてください。

◇ 書類の大きさは、A4縦版を原則とする。ただし、図面（A3版とする。）やA4版を超えるものについてはA4サイズに折り込むこと。



9 スケジュール

(1) 受付期間 令和5年4月26日（水）～ 令和5年6月20日（火）

※ 土・日曜日、祝日は除きます。

※ 電話連絡の上、郵送による提出も可とします。

※ 受付期間を過ぎたものは受理しません。

(2) 選考時期 令和5年7月(予定)

(3) 選定結果通知 令和5年8月(予定)

10 連絡先

〒675-8501

加古川市加古川町北在家 2000 番地 (加古川市役所 本館 2 階)

加古川市 福祉部 高齢者・地域福祉課 高齢者福祉係

電話：079-427-9208 F A X：079-421-2063

Mail: fukushi@city.kakogawa.lg.jp